

成 22 年度第 1 回公立大学法人会津大学役員会議事概要

- 1 日時 平成 22 年 6 月 25 日（金） 15:15～15:40
- 2 場所 会津大学管理棟 3 階 大会議室
- 3 出席者
役員 6 名：角山理事長、セドゥーキン副理事長、岡理事、牧田理事、菅野理事、岩瀬理事
監事 2 名：栗城監事、福西監事
事務局職員
- 4 議事録著名人 牧田理事、菅野理事
- 5 議事

<議題>

A 平成 21 年度年度業務実績報告について

理事長から本議案については、経営審議会において原案どおりとする採決を受けたことを報告した。

特段の質疑がなく、全会一致で原案どおりとすることについて議決された。

B 平成 21 年度決算について

理事長から本議案については、経営審議会において原案どおりとする採決を受けたことを報告した。

特段の質疑がなく、全会一致で原案どおりとすることについて議決された。

C 大学機関別認証評価自己評価書について

理事長から本議案については、経営審議会において原案どおりとする採決を受けたことを報告した。

特段の質疑がなく、全会一致で原案どおりとすることについて議決された。

<報告>

A 利益相反マネジメントポリシーの策定について

引地企画連携課長が利益相反マネジメントポリシーの策定について説明を行った。以下の意見交換等を行った。

(意見等)

- 要綱の中で、委員会は必要な調査を行うことができるとあり、また、助言、指導又は勧告を行うとあるが、申請者側に弁明の機会を与えないという点が疑問である。
 - ・ 要綱の中に異議申し立てという項目があり、異議申し立てがあった場合は、任意ではなく、再度審議を行うことになっている。
 - ・ 不服申し立ては分かるが、助言、指導又は勧告を受ける前に弁明の機会を与えてもいいのではないか。
 - ・ 助言、指導又は勧告の性格であるが、いずれもアドバイスの域を超えているものではない。

- 大学で自分が担当している役職等と関わりのない分野で、大学の利益と相反するような事は、今回の利益相反マネジメントポリシーには含まれないと理解していいのか。
 - ・ その通りである。

平成 22 年度第 2 回公立大学法人会津大学役員会議事概要

- 1 日時 平成 22 年 11 月 19 日（金） 16:25～16:30
- 2 場所 会津大学管理棟 3 階 大会議室
- 3 出席者
役員 6 名：角山理事長、セドゥーキン副理事長、岡理事、牧田理事、菅野理事、岩瀬理事
事務局職員
- 4 議事録著名人 菅野理事、岩瀬理事
- 5 議事
<議題>
A 公立大学法人会津大学役員報酬規程、職員給与規程等の一部改正について
特段の質疑がなく、全会一致で原案どおり承認された。

平成 22 年度第 3 回公立大学法人会津大学役員会議事概要

- 1 日時 平成 23 年 2 月 28 日（月） 11:08～11:10
- 2 場所 会津大学管理棟 3 階 大会議室
- 3 出席者
役員 5 名：セドゥーキン副理事長、岡理事、牧田理事、菅野理事、岩瀬理事
監事 1 名：福西監事
事務局職員
- 4 欠席者 角山理事長
- 5 議事録著名人 岡理事、牧田理事
- 6 議事

<議題>

A 平成 23 年度年度公立大学法人会津大学予算案について

菅野理事から本議案については、経営審議会において原案どおりとする採決を受けたことを報告した。

特段の質疑がなく、全会一致で原案どおりとすることについて議決された。